

申請

平成23年4月14日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣 菅 直人 様

栃木県知事 福田 富一

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項にもとづく平成23年3月21日付け指示について、下記のとおり解除を要請する。

記

○次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること

- ・栃木県において産出されたカキナ

○解除を要請する理由

3月24日から4月13日までに県内で実施した検査結果で算定規制値を下回ることが確認されたため。

なお、解除後も引き続きモニタリング調査を実施することとする。

栃木県産カキナの出荷制限解除計画

1 出荷制限を解除する範囲

県下全域

2 解除に向けた検査計画

カキナは佐野市の地域特産野菜であり、佐野市のみで生産されている。このため毎回佐野市において2点の検査を実施する。(別紙参照)

○ これまでの検査結果

品目	市町	核種	第1回		第2回	第3回
			(3/24)	(3/30)		
カキナ ①	佐野市	放射性ヨウ素	1,970	400	79	検出せず
		放射性セシウム	252	103	116	43
カキナ ②	佐野市	放射性ヨウ素	—	—	35	検出せず
		放射性セシウム	—	—	38	33

「—」は検査せず

3 解除後の検査計画

解除後にあっても、福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、佐野市において週に一度の2点のモニタリング調査を実施する。(毎週水曜日サンプリング予定。なお、5月上旬には出荷が終了する見込みであり、出荷終了に伴い検査も中断)

4 出荷先等の適切な把握

出荷団体及び個別出荷者に対して、出荷・販売記録の保存等により、出荷先を常に捕捉可能な体制であることを求める。

5 モニタリング調査の結果、暫定規制値を上回った場合の対応

暫定規制値を上回る検査結果が判明した場合は、速やかに出荷団体等に対して出荷の自粛と回収を要請するとともに、周辺地域の広がりを確認するための検査を実施する。

1 カキナの栽培状況(平成20年産「地域特産野菜生産状況」農林水産省生産局生産流通振興課)

区分	栽培面積	収穫量
栃木県	12ha	200t
うち佐野市	12ha	200t

2 サンプルング場所



1 栃木県